

提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	提出団体	ページ
12	育児休業等の期間延長に係る手続の見直し	大阪市	1～8
30	郵便局員による本人確認とマイナンバーカード交付事務に関する見直し	大村市	9～13

育児休業等の期間延長に 係る手続の見直し



大阪市こども青少年局
平成30年7月11日

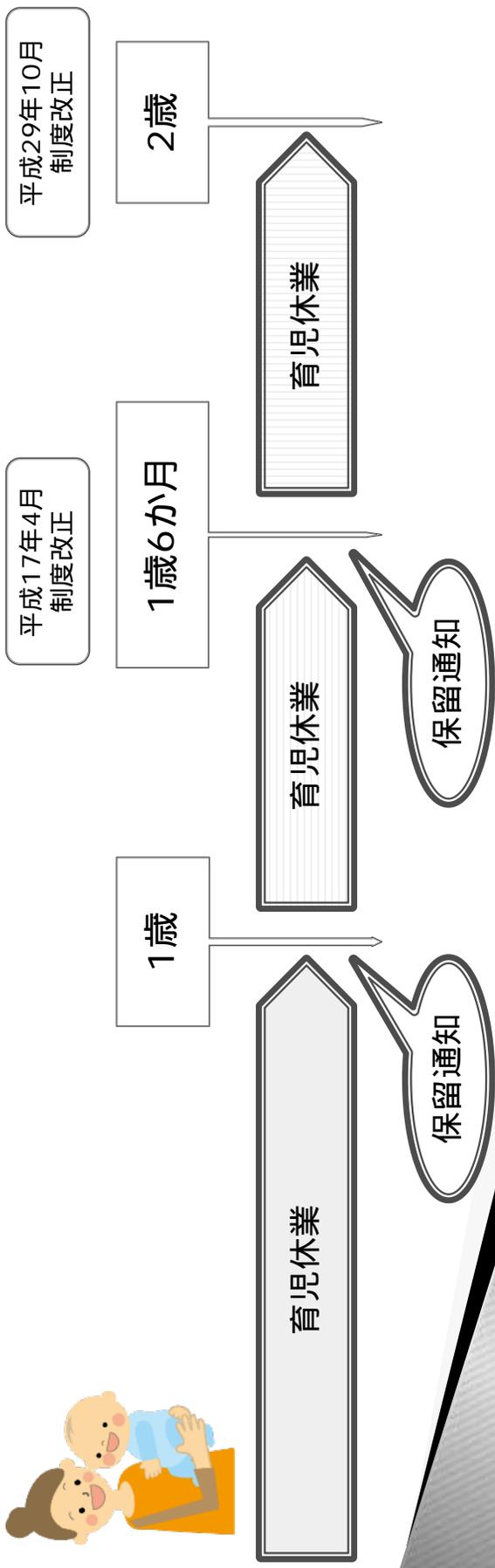
育児休業等の制度について

・現在、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び雇用保険法において、原則として児童が1歳になるまでとされ、法令の要件を満たさず場合には最大2歳まで延長できるとされている。

・そのうえで、延長の要件としては、

法律で、「雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合」、これを受けた厚生労働省令で、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、…(省略)…当面その実施が行われない場合」

とされ、実務上はこの要件の確認資料として、雇用主やハローワークが保護者に、市町村の発行する入所保留通知書(以下「保留通知」)の提出を求めている。



育児休業等の期間延長にかかる支障事例について

- ・育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間延長をするためには、雇用主やハロワークに**保留通知**を提出することが必要。

支障事例

当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする例が多数生じている。

本市のように利用保留児童が発生している自治体の場合、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをすれば、保護者は容易に保留通知を入手できる。

*平成18年7月5日 厚生労働省 保育課長通知

「育児休業を取得している者であって、第1希望の保育所での受け入れができない者についても、必要に応じて、子が1歳に達する日の翌日において保育が行われなければならない旨の証明書を交付していただくようお願いする。」

3



保護者

保育所入所申込み

保留通知発行

保留通知を提出

育児休業の延長・育児休業給付金の受給延長

市町村長

雇用主
ハロワーク

【窓口で生じている支障事例】

- ・「育児延長をしたいがどうすればいいか」などの保護者からの問い合わせ
- ・空きのない保育施設のみを希望する
- ・勤務先から「保留通知」の提出を求められ、慌てて申請を行う

支障事例の状況について

大阪市の平成30年4月1日入所にかかる状況(本市調査)

新規利用申込者数(保育認定者のみ)	14,940人
利用決定児童数	12,437人
利用保留児童数	2,503人

のうち、保護者が育児休業中の人数

453人

保護者が育休等を延長するために入所
保留通知を入手する目的で申込みを
行っている旨、明らかにしている数

163人

支障事例

が、育児休業中の人数()に占める

36.0%

割合 ÷

* 本市は、入所申込を行った保護者と個別に面談をした上で、利用調整を行っているため、**の数**が一定把握できるが、把握できない市町村もあり、全国的に同様の問題が起こっていると想定される。

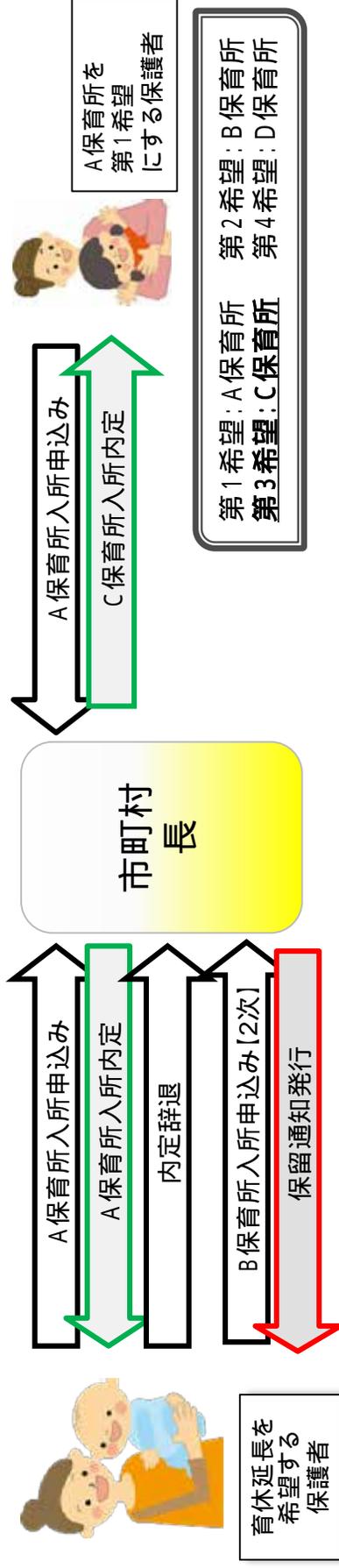
支障事例に含まれる制度上の課題について

保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じている。

【保護者】…提出書類の作成・提出、自治体職員との面談等

【自治体】…提出書類の確認、保護者との面談、ポイント制に係る点数計算と利用調整等

特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できなかったはずの児童が入所できないというケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。



一斉入所の申込みの際、保留通知の取得を目的として入所申込みをしたものの、1次調整で意図せず保育所が内定したのでこれを辞退し、2次募集の際、1次調整で既に入所枠の埋まっている保育所をあえて希望して再度入所申込みをする。

申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になり、待機児童対策をはじめとした国と自治体の保育施策全体を歪める恐れがある。

育児休業等の期間延長に係る実務の現状

課題の解決に向けた対応策を検討するうえでは、下記のような、育児休業等の期間延長に係る実務の現状を考慮する必要がある。

- 意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをすれば、保護者は容易に保留通知を入手できる（先述のとおり）。
- 保留通知は、単に「保護者が申し込んだ保育所等に入れなかった事実」を証明するものであり、法令の要件である「雇用の継続のために特に必要と認められる場合」にあたるか、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、…（省略）…当面その実施が行われない場合」にあたるかを証明するものではない。
 - 子どもを預けられる保育所が他にないのか、育児休業等の延長が真にやむを得ない状況か、といった事実を保留通知から確認することはできない。
- ハローワーク等の実務上、上記の法令の要件確認については保留通知のみをもって行うことになっており、申請者との面談等により積極的に状況を確認するといったことは行われていない。

このようなことから

**法令の要件の定めにかかわらず、事実上無条件で
育児休業等の延長が認められているのが現状。**

大阪市が求める対応策

↳ 保留通知の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正すること。

→ 例えば、保留通知に代わるものとして、保護者の居住地が利用保留児童の発生している「入所困難地域」であることの市町村の証明書の提出で、育児休業等の延長を可能にできないか。

→ 育児休業等の延長については国の事務であり、市町村の事務ではないが、市町村の行う保育行政に悪影響を及ぼさない形であれば、証明書の発行等について市町村の協力も得られるのではないか。

本提案に関する本市の取り組み状況

- n 平成30年5月17・18日
21大都市児童福祉主管課長会議において、本提案を要望として提出。
全政令指定都市で、同様の趣旨について賛同
- n 平成30年5月31日
吉村大阪市長が、加藤厚生労働大臣と面談。本提案にかかる要望書を提出。
- n 平成30年6月11日
大阪府圏域会議(市町村全体説明会)において、本提案を府下市町村に説明。
大阪府を含む府下自治体の多数の賛同 (33自治体/44自治体中)

郵便局員による本人確認と マイナンバーカード交付事務に 関する見直し

長崎県 大村市



大村市キャラクター
おむらんちゃん

●大村市におけるマイナンバーカードの普及状況

住民票の交付等、住民の利便性向上や行政事務の効率化を推進するため、マイナンバーカードの交付に力を入れている。（※交付率は長崎県下2位の実績）

【平成30年5月31日時点交付枚数】

地区	交付前設定数	交付枚数	交付率
大村市	95,249	14,663	14.06%
長崎県全域	172,846	158,607	11.39%

＜マイナンバーカード普及促進の目的＞

- ・マイナンバーカードが市内の全住民に行き渡れば、各種証明書のコンビニ交付が増え、証明書発行窓口の混雑緩和が見込まれる。
- ・窓口来庁者が減少すれば、対応する職員も減らすことができ、行政事務運営の効率化に繋がる。

●高齢者を中心としたマイナンバーカードの普及促進

誰でも取得できる顔写真付き身分証であることから、運転免許証その他顔写真付き身分証明書を保持していない高齢者層を中心に、取得ニーズがある。また、高齢者のマイナンバーカード保有率が高まれば、マイナンバーカードを使った新たな高齢者支援施策を行うことが可能となる。

＜先進地における新たな高齢者支援施策例＞

マイナンバーを使ったマイタク（でもんど相乗りタクシー）の利用【群馬県】



※前橋市HPより引用

前橋市内のタクシーを利用する際、マイナンバーカードの乗車記録に基づき、運賃の一部を市が負担する制度。対象は、市に住民登録している(1)75歳以上(2)運転免許証がない65歳以上(3)運転免許証の自主返納者等。

●マイナンバーカードの申請と交付に係る高齢者の移動負担の軽減

マイナンバーカードの取得に当たっては、一部の場合を除き、大村市役所本庁舎へ、本人による来庁が必要不可欠であり、高齢者をターゲットにしたマイナンバーカードの普及促進を図るためには、マイナンバーカードの申請と交付に係る高齢者の移動負担を軽減する必要がある。（※なお、大村市にて交付が行われる場所は、大村市役所本庁舎のみ。）

●交付時来庁方式における、本人限定受取郵便のマイナンバー法上の本人確認の位置付け（提案①）

現行制度でも「交付時来庁方式」における「代理人交付」であれば、移動が不能な高齢者本人が来庁することなく、マイナンバーカードの交付が可能であるが、代理人が本人の顔写真付き身分証明書を所持していることが条件となっている。

【支障】

本人の顔写真付き身分証明書が無い場合には、市区町村の職員が本人の所在地を訪問して本人確認を行えば、マイナンバーカードの交付が可能であるもの、市区町村の職員が個別に対応することは非現実的である。

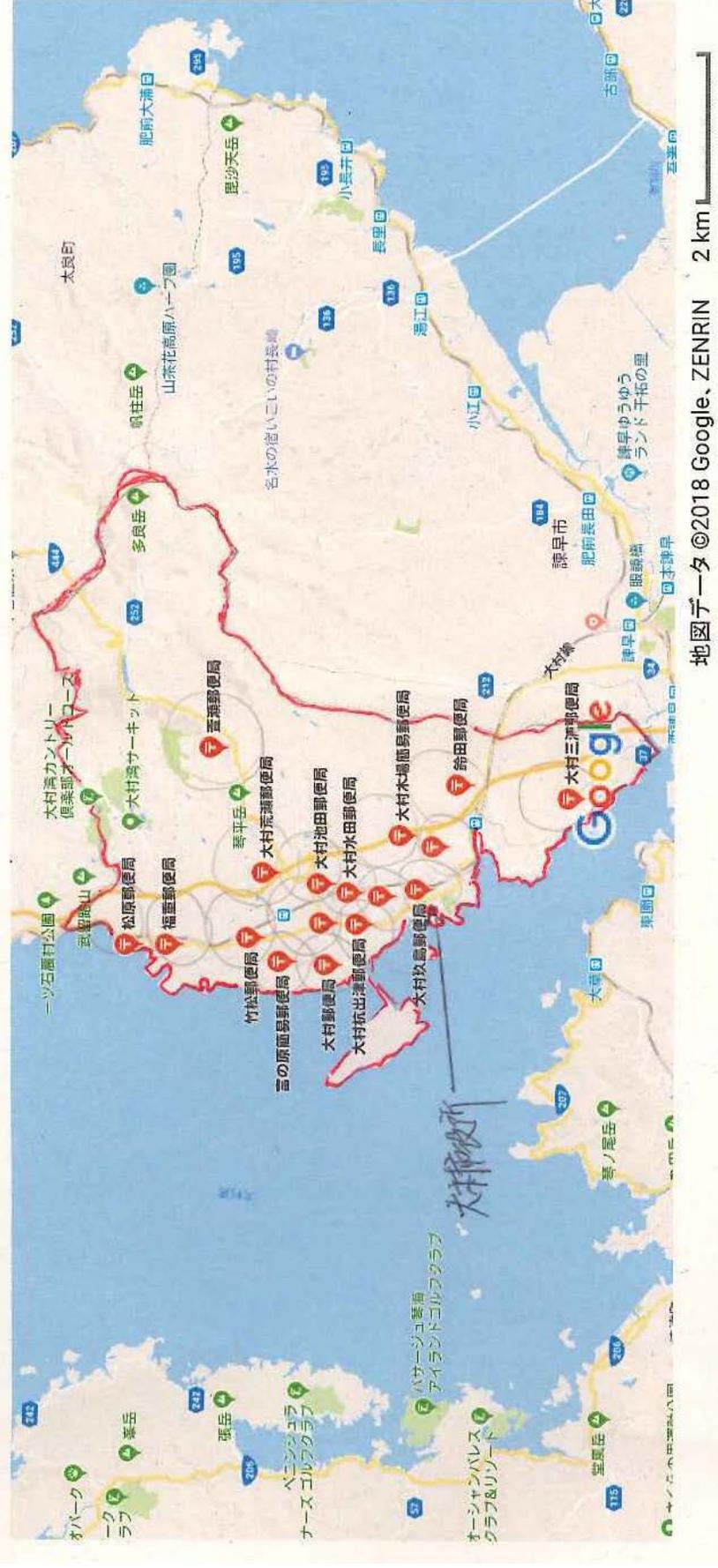
「本人限定受取郵便」を本人確認方法として位置付けている法律があることから、移動が不能な高齢者本人の来庁や市区町村の職員の本人の所在地訪問を行うことなく、マイナンバーカードの交付を可能とすることを求める。

【顔写真無し身分証明書を補完する本人確認方法】

番号法 ～ 代理人交付の場合 ～	携帯電話不正利用防止法/古物営業法 ～ 非対面取引の場合 ～
健康保険証 等 []	健康保険証 等 + [本人限定受取郵便]

●新たなマイナンバーカード交付方法「郵便局方式」の確立（提案②）

- ・大村市庁舎から遠方に居住する、移動が困難な高齢者にとって、マイナンバーカードを取得するために庁舎に移動すること自体が負担になっている。
- ・大村市内には郵便局ネットワークがあり、最寄りの郵便局でマイナンバーカードの申請から交付まですべて可能になれば、最寄りの郵便局での用務のついでにマイナンバーカードを取得するなど、住民にとっての選択肢は広がり、移動が困難な高齢者のマイナンバーカードの取得が容易になる。



●マイナンバー法上の本人確認（提案②）

市町村長が番号法第17条に基づきマイナンバーカードを交付する際、市町村長は番号法第16条に基づく本人確認を行う必要があるが、郵便局に事務を委託した場合には、郵便局員が番号法第16条に基づく本人確認を求めめるもの。

マイナンバーカードの申請から交付までの地方公共団体の事務を、郵便局が受託できるようにすること、及び郵便局がマイナンバーカードの交付事務を行う場合に、郵便局員がマイナンバー法上の本人確認を可能とすることを求める。

駐車違反の取り締まりにおいて、放置車両の確認事務を民間に委託している事例を踏まえ、郵便局員にマイナンバー法上の本人確認を行うことと、マイナンバー交付におけるセキュリティの確保の両立が可能と考えられる。

【郵便局で取扱う地方公共団体の事務】

現行制度	提案
戸籍謄本(抄本) 納税証明書 住民票 印鑑登録証明書	戸籍謄本(抄本) 納税証明書 住民票 印鑑登録証明書 マイナンバーカード

【確認事務の民間委任について】

番号法上の本人確認事務	民間委任(放置車両)の確認事務
<ul style="list-style-type: none"> ①本人確認(目視) ②顔認証システムによる照合 ③マイナンバーカードの交付 ④マイナンバーカード受領に係る本人の署名の撮影 	<ul style="list-style-type: none"> ①放置車両の確認(目視) ②放置車両の撮影・違反データの入力 ③確認標章の作成・取付け ④取付け後の放置車両の撮影

※下記写真は総務省HPより引用



業務に支障のない範囲で郵便局員がサポート